

平成 30 年 4 月 27 日

警報の発令による臨時休業について

- 1 午前 6 時以降に、姫路市に、休業となる警報(大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報のいずれか)が発令されていれば、生徒は自宅待機とする。

- 2 その後の授業についての扱いは以下の通りとする。
 - (1) 午前 9 時以降に、休業となる警報が発令されていなければ、13:00 より S H R を行い、13:15 より 5 校時の授業を行う。
 - (2) 午前 9 時以降に、休業となる警報が発令されていれば、臨時休業とする。

なお、「たつの市」等、周辺地域に警報が発令され、「姫路市」に発令されていない場合、当該地域に居住する生徒は原則自宅待機とする。授業の扱いは公欠とする。

- 3 考査時についての対応は以下の通りとする。
 - (1) 午前 6 時以降に、姫路市、たつの市、相生市、太子町のいずれかに、休業となる警報が発令されていれば、臨時休業とする。
 - (2) その日の考査科目は、**考査最終日の翌日**に実施する。警報発令日が複数日にまたがる場合は、翌々日の順に実施する。

なお、「姫路市、たつの市、相生市、太子町」のいずれにも休業となる警報が発令されていなくて、「姫路市、たつの市、相生市、太子町」以外の地域に休業となる警報が発令されている場合、当該地域に居住する生徒は、原則自宅待機とする。その場合、原則追考査を実施する。